

川上村教育大綱



令和7年4月
川上村

1.教育大綱の策定趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、同法第1条の4第1項に定める村長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整したうえで定めるものです。

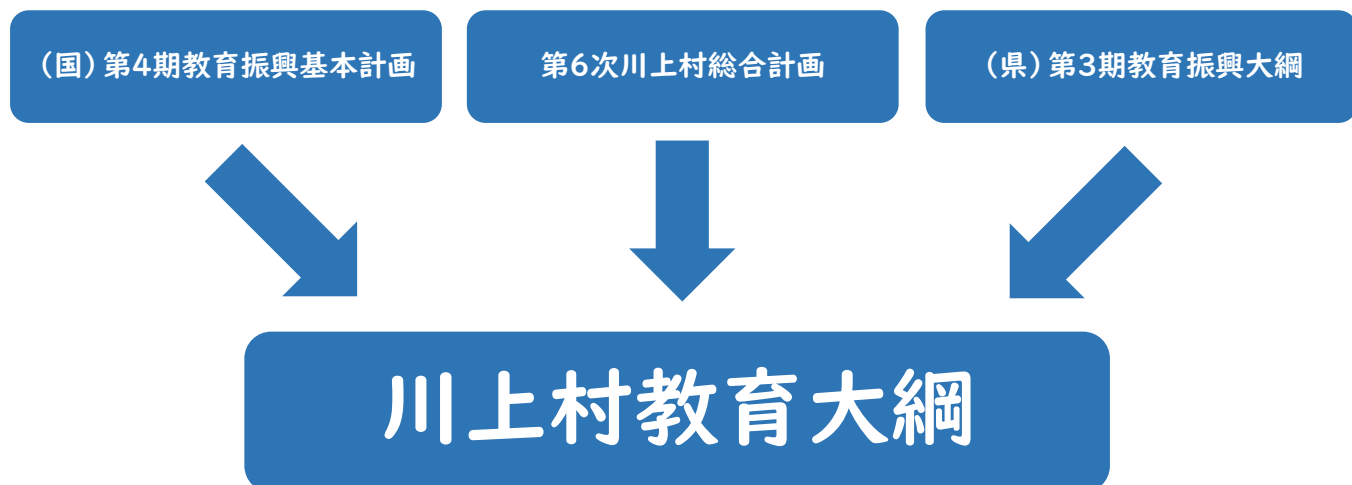
2.教育大綱の期間

教育大綱の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。
ただし、国・県の動向、社会情勢等の変化や、川上村総合計画等の諸計画との整合性を図りながら、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。



3.教育大綱の位置づけ

この大綱は、本村の教育行政を推進するための基本指針となるもので川上村総合計画のもと、関連する各種分野別計画との整合性を図りながら、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策等について、基本理念を示すものです。



4.教育大綱の基本理念

川上村総合計画に掲げる本村の村づくりの目標「いつまでも みんなで 誇りのもてる 水源地の村づくり」を実現するために、『村づくりは人づくり 人づくりは教育』の考えのもと『自らの主体性を大切にし、自らの人生を切り拓いていく自立した社会人の育成』を目指します。また、『自他のいのちはかけがえのないものとして尊ぶところ』を育てます。そのために、子どもたちを安心して育てられ、広い世代が、社会や地域とつながりながら、日々新しい気づきや発見に富む場や機会がつけられ、川上村を愛し、川上村にみんなが誇りを持つ人づくりを進めます。

5.教育大綱の基本方針

家庭、地域、園・学校が各々の良さを発揮しながら、4つの項目を基本とし有機的関連を深めながら施策を行います。

①就学前教育の充実

②学校教育の推進

③生涯教育の振興

④文化・芸術の振興

6.基本施策

①就学前教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして乳幼児期の教育・保育の果たす働きは大変重要であり就学前教育の充実を図り、健やかに育まれる環境の整備に努めます。

保育園と義務教育学校の一層の連携を図り、校舎一元化の良さを活かすため川上村保育・教育推進計画(仮称)を作成し、保育、教育の一貫性と連続性を高めます。特に5歳児から義務教育学校1年生の時期を架け橋期とし保育園と義務教育学校が共通の視点を持ちながら、相互の教育内容や教育方法の充実を図ります。家庭教育力の促進のために教育・福祉・保健と連携します。子ども会活動の一層の活性化を図る等、様々な保護者の繋がり場を大切にします。



②学校教育の推進

義務教育学校としての一貫教育を推進します。義務教育9年間を通した教科カリキュラムを作成します。川上村保育・教育推進計画(仮称)のなかで保育・教育の連続性を大切にします。これらの中で義務教育9年間の学びの系統性、連続性を重視しながら、確かな学力が身に付くようにします。

学校教育を支援する組織である公共塾を通して児童・生徒の学びや育ちが進むように努めます。

引き続き開校された義務教育学校の教育環境(学校施設)の充実を行います。

教育的配慮が必要な子どもたちに対して早期に発見し、介入支援をすることで一人一人に適した自立を目指します。少人数学級の特性を活かし一人一人を深く見つめ、その良さを大きく育みます。

学校運営協議会(コミュニティースクール)の設置により、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を図っていきます。

子どもたちの最大の教育環境は教員であるとの考えのもとに、研修の実施等その資質向上を図ります。

英語学習に力を注ぎ、国際的なコミュニケーション能力の基礎を身に付け国際理解を深め、国際融和、国際平和に貢献できる人材に成長することを期します。

これらのすべての取り組みを通して、子どもたちが主体的に考え、主体的に行動できる自立力の育成を目指していきます。



③生涯教育の振興

子どもから高齢者まで村民一人一人が自ら学び、生きがいや自己実現につながり生涯を通して学習できる環境づくりを進めます。これらの学習が共に分かち合い分かり合える場となるように努めます。

家庭や学校、地域、職場において人権教育や啓発を推進します。村民一人一人が様々な人権問題について認識を深め、生涯に亘って主体的に学び続けます。

地域で活動する団体・サークルを支援します。だれもが手軽に学び、気軽に集う場を設定します。村民の健康増進、体力づくりやスポーツを通して村民相互の理解や親睦が深まり楽しみや喜びを分かち合い、分かり合える場とします。



④文化・芸術の振興

村民が生涯を通して身近に文化・芸術に親しみ、文化芸術活動を活発に行うことのできる機会を設定していきます。

文化財を適切に保護、保存、継承するとともに地域の貴重な財産として村民に広くその価値を周知しながら村民の理解を深め、郷土への愛着と誇りを培うように努めます。

図書館を通して村民に本の出会いや読書に親しむ機会を提供しその学びを進め村民の教育と文化の発展に寄与します。保育園、義務教育学校や村内各種機関と連携し本との出会いの機会を提供します。郷土資料の収集と管理に努めます。

